

平成30年度危険物安全週間

危険物安全週間推進標語

「この一球 届け無事故へ みんなの願い」

危険物安全週間は、平成2年消防庁により制定され、以来毎年6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間）に実施されています。

《目 的》

事業所における自主保安体制の確立と住民の皆さんに対し、危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的としています。

《期 間》

平成30年6月3日（日）から平成30年6月9日（土）まで。

《貯蔵又は取扱の注意事項》

危険物による事故は、火災の発生はもちろんのこと、危険物が河川等に流入した場合には水道水源の汚染や水田、魚類等農水産業への被害など、深刻な影響を与えるおそれがあります。危険物が大きな事故を引き起こす可能性があることを常に念頭におき、取扱いを軽視しないことが大切です。

事業所や家庭においては、次の事項を徹底する必要があります。

（1）危険物施設

ア 法令に基づく定期点検を確実に実施するとともに日常点検を励行し、異常の早期発見に努め、一定期間ごとに機能試験や部品交換を行うなど、日頃から適切な維持管理に努めましょう。

また、油分離装置についても定期的な清掃を行いましょう。

イ 予防規程の認可が義務づけられている事業所にあつては、実効性のある予防規程を策定しましょう。

ウ 派遣社員、アルバイトを含む全ての従業員に対し、安全教育を徹底しましよ

う。

- エ 移動タンク貯蔵所から地下タンク貯蔵所等他のタンクに注油する際は、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者だけでなく、注油される施設の危険物取者も必ず立ち会い、注油前にタンクの油種、残量を確実に確認するとともに、過剰注油の防止を図りましょう。
- オ 危険物の流出や流出の恐れ等、施設に異常が発生した場合は、被害拡大防止措置を行うとともに、速やかに消防機関等に連絡を行いましょう。

(2) 少量危険物施設

- ア 施設の設置にあたっては、しっかりとした地盤に固定して設置し、周辺環境（落雪等）がタンクや配管に影響を与えない場所を選定する。また、万一の流出対策として防油堤を設置して適切な管理を行うとともに、被害拡大につながる水路の近くには、なるべく設置しないようにしましょう。
- イ 定期的に（小分けの際などに）、配管やゴムホース等の腐食・劣化がないか点検するとともに、漏れがないか残量の確認を行いましょう。
- ウ 業者が配送に来たときは、できる限り注油作業に立ち会い、自ら小分けする際にはその場を離れない。また、作業後はバルブを完全に閉鎖したことを確認しましょう。
- エ 流出事故を覚知したときは速やかに消防署、市町村（役場等）へ連絡してください。